

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

にかほ市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧象潟町区域

#### (1) 現況

本区域は、鳥海山麓の急傾斜地域等で、棚田等において稲作経営が行われている。中でも振興山村地域に旧上浜村及び旧上郷村、特定農山村地域に旧上郷村が指定されており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、旧象潟町区域全体が過疎地域に指定されており、高齢化、担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなってきた。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本区域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下、「法」という。） 第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進するとともに、未実施地区においても積極的に働きかけることにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 旧金浦町区域

#### (1) 現況

本区域は、白雪川や赤石川・衣川等の主要河川、ため池や沼などの水資源を活用した稲作地帯であり、過疎地域に指定されている。米のほか、野菜指定団地としてネギ等も栽培しているが、高齢化、担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなってきた。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本区域では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進するとともに、未実施地区においても積極的に働きかけることにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 旧仁賀保町区域

#### (1) 現況

本区域は、鳥海山東稜に位置する仁賀保高原を中心とした高原、台地・山林地域を有し、日本海に向け平野が広がる稲作地帯であり米のほか、大豆等も栽培している。中でも旧小出村が特定農山村地域に指定されており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。また、旧平沢町を含めた旧仁賀保地域全体が過疎地域に指定されており、高齢化、担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本区域では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進するとともに、未実施地区においても積極的に働きかけることにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧象潟町区域 旧金浦町区域 旧仁賀保町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第2号、第3号に掲げる事業

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事

- ・秋田県多面的機能支援協議会を事業推進上必要な組織とし、実施体制の中核として位置づけることとする。
- ・本制度の評価等を行う第三者委員会は設置しないこととする。
- ・法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準については、別紙のとおりとする。